

三 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案	現行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第五号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 （表略） 2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 法第九条の八第八項第二号及び第九条の九第六項第四号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 （表略） 2 法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規定により行われる同項第五号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組

債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3
(略)

合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3
(略)

四 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

改正案	現行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）<u>第十条第七項第四号の事業</u>に関しては、信託業法（平成十六年法律第五百十四号）<u>第五十条の二の規定の適用</u>については、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表略） 2 法<u>第十条第七項第五号及び第六号の事業</u>に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第二十四条第一項第十号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用</u>については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 法<u>第十条第七項第五号及び第六号の事業</u>に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、組合を同法第三条の規定により	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）<u>第十条第八項第二号に掲げる事業</u>に関しては、信託業法（平成十六年法律第五百十四号）<u>第五十条の二の規定の適用</u>については、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表略） 2 法<u>第十条第九項に規定する事業</u>に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用</u>については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 法<u>第十条第九項に規定する事業</u>に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、組合を同法第三条の規定により

定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。

第一条の二 法第十條第十七項ただし書の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項ただし書の政令で定める割合は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一・二 (略)

第一条の三 法第十條第十八項の政令で定める割合は、百分の十五（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第一項の規定による合併の認可又は同法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会（同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。）の地区その他これに準ずるものとして主務大臣の定める区域の全部又は一部を地区とする農業協同組合にあつては、百分の二十）とする。

（農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資

担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。

第一条の二 法第十條第十九項ただし書の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項ただし書の政令で定める割合は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一・二 (略)

第一条の三 法第十條第二十項の政令で定める割合は、百分の十五（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第一項の規定による合併の認可又は同法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会（同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。）の地区その他これに準ずるものとして主務大臣の定める区域の全部又は一部を地区とする農業協同組合にあつては、百分の二十）とする。

（農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資

金)

第一条の四 法第十條第二十項第二号の政令で定める資金は、次に掲げる資金でその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。

一・二 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五條の八第一号において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2 10 (略)

(余裕金運用の基準)

第三条の五 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定農業協同組合」という。)を除く。)は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 六 (略)

金)

第一条の四 法第十條第二十二項第二号の政令で定める資金は、次に掲げる資金でその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。

一・二 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五條の七第一号において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2 10 (略)

(余裕金運用の基準)

第三条の五 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定農業協同組合」という。)を除く。)は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 六 (略)

七 法第十條第九項に規定する短期社債等（第二号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

255 (略)

（銀行法を準用する場合の読替え）

第五條の四 法第九十二條の三第二項の規定により法第九十二條の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二條の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「農業協同組合法第十一條の二の四に規定する特定貯金等契約」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

七 法第十條第十一項に規定する短期社債等（第二号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

255 (略)

（銀行法を準用する場合の読替え）

第五條の四 法第九十二條の三第二項の規定により法第九十二條の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二條の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の五十 一第一項	銀行代理業 所属銀行又は当該所属 銀行を子会社とする銀 行持株会社	読み替える準用銀 行法の規定	(略)	第五十二条の四十 四第二項	預金又は定期積金等	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
第五十二条の四十 四第三項	銀行代理業	読み替えられる字句	(略)	第五十二条の四十 五第二項	貯金又は定期積金	読み替える字句	(略)	読み替える字句
第五十二条の五十 一第一項	所属銀行が第二十 条第一項及び第二 項並びに第二十 一条第一項及び 第二項並びに第 二項及び第二項	読み替える準用銀 行法の規定	(略)	第五十二条の四十 五第二項	貯金又は定期積金	読み替える字句	(略)	読み替える字句

第五十二条の五十 一第一項	銀行代理業 所属銀行又は当該所属 銀行を子会社とする銀 行持株会社	読み替える準用銀 行法の規定	(略)	第五十二条の四十 四第二項	預金又は定期積金等	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
第五十二条の五十 一第一項	所属銀行が第二十 条第一項及び第二 項並びに第二十 一条第一項及び 第二項並びに第 二項及び第二項	読み替える準用銀 行法の規定	(略)	第五十二条の四十 五第二項	貯金又は定期積金	読み替える字句	(略)	読み替える字句

(略)	第五十二条の五十一第二項					
(略)	電磁的方法	電磁的記録	銀行代理業	所属銀行の	第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項	
(略)	電磁的方法（同法第十条の九第二項に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（農業協同組合法第十一条の三十八第一項に規定する電磁的記録をいう。）	特定信用事業代理業	所属組合の		

(略)	(新設)					
(略)	(新設)	(新設)	銀行代理業	所属銀行の	第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項	
(略)	(新設)	(新設)	特定信用事業代理業	所属組合の		

2 法第九十二条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	第五十二条の四第二項	第五十二条の五十一第二項	電磁的方法
読み替えられる字句	(略)	預金又は定期積金等	電磁的記録	
読み替える字句	(略)	預金又は定期積金	電磁的記録（農業協同組合法第十一条の三十八第一項に規定する電磁的記録をいう。）	電磁的方法（同法第十

2 法第九十二条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	第五十二条の四第二項	(新設)	(新設)
読み替えられる字句	(略)	預金又は定期積金等	(新設)	
読み替える字句	(略)	預金又は定期積金	(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)	一条の九第二項に規定する電磁的方法をいう。
-----	-----	-----	-----------------------

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第五条の六 特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次項において同じ。）は、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え) 第五条の七 (略) (組合と特殊の関係のある者) 第五条の八 (略)	(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え) 第五条の六 (略) (組合と特殊の関係のある者) 第五条の七 (略)
--	--

五 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）

改正案	現行
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二 条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除 き、以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供 者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、 当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び 内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない 。 一・二 （略） 2 （略） （出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを 要しない債権者） 第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一 条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む 。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十 六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一條から第十二 条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十 五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契	（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二 条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供し ようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で 定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し 、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁の方 法による承諾を得なければならない。 一・二 （略） 2 （略） （出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを 要しない債権者） 第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一 条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む 。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十 六年法律第五十九号。第十条から第十二条までにおいて「銀行法」 という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定 する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信

約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する

信用金庫又は信用金庫連合会（第八条の二、第十一条及び第十二条において「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第八条の二 法第五十三条第七項第二号及び第五十四条第六項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

2 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用につ

る事務の委託に係るものの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（準備金の範囲）

第八条の三 法第五十四条の二の四第一項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二 （略）

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（以下この項及び次項に

いては、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（準備金の範囲）

第八条の三 法第五十四条の二第二項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二 （略）

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委

において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

35（略）

第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三5（略）

託を受けた者（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

35（略）

第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第八十九条第三項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三5（略）

2
5 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

項	第十二条の二第二		(略)	読み替える銀行法の規定
	第十三条の四	定期積金等	(略)	読み替えられる字句
	の二	信用金庫法第八十九条	(略)	読み替える字句

2
5 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

項	第十二条の二第二		(略)	読み替える銀行法の規定
	(新設)	定期積金等	(略)	読み替えられる字句
	(新設)	定期積金	(略)	読み替える字句

2

法第八十九条第三項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の二の九	所屬外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）が営む外国銀行代理業務に係	信用金庫法第五十四条の二に規定する所屬外国銀行

項	第十二条の二第二	第十三条の四	預金者等の
(略)	(略)	(略)	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
(略)	(略)	信用金庫法第八十九条の二	

(新設)

(略)	(新設)	(略)	預金者等の
(略)	(新設)	(略)	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
(略)	(新設)	(略)	

第五十二條の二の九第一項第三号	譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）	第五十二條の四十一	營業所又は事務所	第三	第二條第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）	第五十二條の四十一第一項	銀行代理行為	第五十二條の四十一第一項第一号	商号
第五十二條の二の九第一項第三号	譲受け	第五十二條の四十一	事務所	第三	信用金庫法第五十四條の二に規定する外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）	第五十二條の四十一第一項	外国銀行代理行為	第五十二條の四十一第一項第一号	名称又は商号

第五十二条の四十四 四第一項第二号	第二条第十四項各号に 規定する	信用金庫法第五十四条 の二に規定する外国銀 行代理業務に係る
第五十二条の四十四 第三項	第五十二条の四十五の 二	信用金庫法第八十九条 の二
	銀行代理行為	外国銀行代理行為
第五十二条の四十 五第三号	有する者（次号におい て「密接関係者」とい う。）	有する者

3| 法第八十九条第六項の規定による銀行法の準用についての技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

4| 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一
第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の
規定中「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「所属銀行」とあるの
は「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理
業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「
第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二
項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と

2| 法第八十九条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

3| 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一
第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の
規定中「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「所属銀行」とあるの
は「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理
業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「
第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二
項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と

、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十				(略)	読み替える銀行法の規定
	定期積金等	預金者等の	第二条第十四項第一号	(略)	読み替えられる字句
	定期積金	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	信用金庫法第八十五条の二第二項第一号	(略)	読み替える字句

、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)				(略)	読み替える銀行法の規定
(新設)	定期積金等	預金者等の	第二条第十四項第一号	(略)	読み替えられる字句
(新設)	定期積金	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	信用金庫法第八十五条の二第二項第一号	(略)	読み替える字句

四第三項	二	の二
(略)	(略)	(略)
(資料の提出等を求めることができる所屬外国銀行に係る特殊関係者)		
第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。		
一 所屬外国銀行（法第五十四条の二に規定する所屬外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）を保有している者		
二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者		
三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人		
四 所屬外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人		
五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人		

(略)	(略)	(略)
(新設)		

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。）の特定信用金庫代理行為（同項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定信用金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。）の特定信用金庫代理行為（同項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定信用金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用い

、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条 金庫又は外国銀行代理金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わ

る同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつた

ない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十七条 法第八十九条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十七条の三第三項第一号	（略）	読み替える金融商品取引法の規定
商号、名称又は氏名	（略）	読み替えられる字句
名称又は商号	（略）	読み替える字句

ときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十七条 法第八十九条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十七条の三第三項第一号	（略）	読み替える金融商品取引法の規定
商号、名称又は氏名	（略）	読み替えられる字句
名称	（略）	読み替える字句

六 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案	現行
（外国銀行に係る特殊関係者） 第一条の二 法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者については、銀行業の免許を申請した者の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）とする。 一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条、第十一条及び第十四条の七において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条、第十一条及び第十四条の七において「株式等」という。）を保有している者 二 七（略） （特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第四条の五（略） 2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項において同じ。）	（外国銀行に係る特殊関係者） 第一条の二 法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者については、銀行業の免許を申請した者の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）とする。 一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条及び第十一条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条、第十一条及び第十六条の二第一号において「株式等」という。）を保有している者 二 七（略） （特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第四条の五（略） 2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第十六条の六の二第二項において同じ。）の放送設備により放送を

の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七條第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四条第三項	外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下	第十条第二項第八号に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは

させる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七條第三項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四条第三項	外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下	第四十七條第一項に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは

第十條第二項第八 号の二	
銀行 銀行の子会社である外	この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは 外国銀行等の
外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（第四十七条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。	この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは 外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の
（新設）	
（新設）	この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは 外国銀行等の
（新設）	この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは 外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の

(略)	第十四条の二第二号			(略)	第十三条第一項	
(略)	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	(略)	自己資本	当該銀行
(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行	当該外国銀行支店に係る外国銀行	(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行支店に係る外国銀行

(略)	第十四条の二第二号			(略)	第十三条第二項	
(略)	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	(略)	自己資本	当該銀行
(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行	当該外国銀行支店に係る第四十七条第一項に規定する外国銀行	(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行支店に係る第四十七条第一項に規定する外国銀行

(外国銀行支店の電子広告に関する読替え) 第十四条の二 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十一条第七項	当該銀行及びその子会社等	当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等
						第四十五条第八項	清算銀行	清算外国銀行支店
						第五十二条の二第二項	当該銀行の	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の

(外国銀行支店の電子広告に関する読替え) 第十四条の二 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十一条第七項	当該銀行及びその子会社等	当該外国銀行支店に係る第四十七条第一項に規定する外国銀行及びその子会社等
						第四十五条第八項	清算銀行	清算外国銀行支店
						(新設)	(新設)	(新設)

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の三 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）

以下この条において同じ。）の規定により法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の四 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の五において

（新設）

（新設）

準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（外国銀行代理銀行が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十四条の五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他

（新設）

の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(外国銀行代理銀行が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十四条の六 法第五十二条の二の五の規定による技術的読替えは、

(新設)

次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	名称又は商号

(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)

第十四条の七 法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者
- 二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者

(新設)

- 三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

(外国銀行代理銀行に関する読替え)

第十四条の八 法第五十二条の二の十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十三	第二条第十四項各号に掲げる行為(以下この章において「銀行代理行為」という。)	外国銀行代理業務に係る行為(以下「外国銀行代理行為」という。)
第五十二条の四十四第一項	銀行代理行為	外国銀行代理行為
第五十二条の四十五	商号	名称又は商号

(新設)

四第一項第一号		
第五十二条の四十四第一項第二号	第二条第十四項各号に規定する	外国銀行代理業務に係る
第五十二条の四十四第三項	前二項及び第五十二条の四十五の二	第五十二条の二の五及び前二項
	銀行代理行為	外国銀行代理行為
第五十二条の四十五第三号	有する者（次号において「密接関係者」という。）	有する者

（国及び地方公共団体に準ずる法人）

第十五条 法第五十二条の二の十一第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇七 （略）

（届出期間に算入しない休日）

第十五条の二 法第五十二条の二の十一第一項に規定する政令で定め

（国及び地方公共団体に準ずる法人）

第十五条 法第五十二条の二第二項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇七 （略）

（届出期間に算入しない休日）

第十五条の二 法第五十二条の二第二項に規定する政令で定める休日

る休日は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（日曜日を除く。）とする。

（短期大量譲渡の基準）

第十五条の三 法第五十二条の三第二項に規定する短期的に大量の議決権を譲渡したものと政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の議決権保有割合（法第五十二条の二の十一第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条において同じ。）が当該変更報告書に係る銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二の十一第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書に係る他の変更報告書（法第五十二条の三第一項又は第五十二条の四第二項に規定する変更報告書をいう。）に記載された又は記載されるべきであつた議決権保有割合（当該変更後の議決権保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。）のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをとする。

（銀行主要株主に係る認可を要する取引又は行為）

第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（日曜日を除く。）とする。

（短期大量譲渡の基準）

第十五条の三 法第五十二条の三第二項に規定する短期的に大量の議決権を譲渡したものと政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の議決権保有割合（法第五十二条の二の十一第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条において同じ。）が当該変更報告書に係る銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二の十一第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書に係る他の変更報告書（法第五十二条の三第一項又は第五十二条の四第二項に規定する変更報告書をいう。）に記載された又は記載されるべきであつた議決権保有割合（当該変更後の議決権保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。）のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをとする。

（銀行主要株主に係る認可を要する取引又は行為）

第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一 当該株主になろうとする者による銀行以外の会社等（法第三条の二第一項第二号に規定する会社等をいう。）の議決権の取得（担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二（四）（略）

（銀行持株会社に係る認可を要する取引又は行為）

第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一 当該会社又はその子会社による銀行以外の会社の議決権の取得（担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二（四）（略）

（銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条の六の二（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十六条の六の三 銀行代理業者（法第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第五十二条の四十五の二において

一 当該株主になろうとする者による銀行以外の会社等（法第三条の二第一項第二号に規定する会社等をいう。）の議決権の取得（担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二（四）（略）

（銀行持株会社に係る認可を要する取引又は行為）

第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一 当該会社又はその子会社による銀行以外の会社の議決権の取得（担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二（四）（略）

（銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条の六の二（略）

（新設）

準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第十六条の六の四 法第五十二条の四十五の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

（財務局長等への権限の委任）

（銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第十六条の六の三 法第五十二条の四十五の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四（略）

五 法第八条第一項、第十六条第一項、第四十九条、第五十二条の二第二項、第五十二条の二の九第一項及び第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項並びに第五十二条の二の十において準用する第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 法第二十四条第一項及び第二項、第四十八条並びに第五十二条の二の八の規定による報告及び資料の提出の命令

七・八（略）

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該銀行（外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。）を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設及び従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。）又はその子法人

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四（略）

五 法第八条第一項、第十六条第一項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

六 法第二十四条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定による報告及び資料の提出の命令

七・八（略）

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該銀行（外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。）を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設及び従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定

等（法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3ゝ5 （略）

第十七条の二の二 次に掲げる長官権限は、銀行議決権大量保有者（法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所（個人の場合にあっては、その住所又は居所）（以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の二の十一第一項、第五十二条の三第一項、第三項及び第四項並びに第五十二条の四第一項及び第二項の規定による書類又は届出の受理

二ゝ四 （略）

2ゝ6 （略）

する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。）又はその子法人等（法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3ゝ5 （略）

第十七条の二の二 次に掲げる長官権限は、銀行議決権大量保有者（法第五十二条の二第二項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所（個人の場合にあっては、その住所又は居所）（以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の二第二項、第五十二条の三第一項、第三項及び第四項並びに第五十二条の四第一項及び第二項の規定による書類又は届出の受理

二ゝ四 （略）

2ゝ6 （略）

[

七 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案			現行		
（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「<u>外国銀行代理業務</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務</u>」と、「<u>所属外国銀行</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行</u>」と、「<u>第五十二条の三十六第一項</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第一項</u>」と、「<u>銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>特定銀行代理業者</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理業者</u>」と、「<u>特定銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>銀行代理業再委託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再委託者</u>」と、「<u>銀行代理業再受託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再受託者</u>」と、「<u>第二条第十四項各号</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第二項各号</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「<u>第五十二条の三十六第一項</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第一項</u>」と、「<u>銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>特定銀行代理業者</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理業者</u>」と、「<u>特定銀行代理行為</u>」とあるのは「<u>特定長期信用銀行代理行為</u>」と、「<u>銀行代理業再委託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再委託者</u>」と、「<u>銀行代理業再受託者</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行代理業再受託者</u>」と、「<u>第二条第十四項各号</u>」とあるのは「<u>長期信用銀行法第十六条の五第二項各号</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第十二条の二第二	(略)	第三条の二第一項
定期積金等	(略)	第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章
定期積金	(略)	第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条(第四号を除く。)、第五十七条の六、第五十七条の七第二項並びに長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の二から第十六条の二三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで

第十二条の二第二	(略)	第三条の二第一項
定期積金等	(略)	第七章の二第一節及び第二節、第八章並びに第九章
定期積金	(略)	第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条(第四号を除く。)、第五十七条の六、第五十七条の七第二項並びに長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の二から第十六条の二三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで

				項	
三	第五十二条の二の	第四十五条第三項、第五項、第七項及び第八項	(略)	第十二条の二第二項、第十三条の三	
	同法	清算銀行	(略)	第十三条の四	預金者等の保護
	出資の受入れ、預り金	清算長期信用銀行	(略)	長期信用銀行法第十七条の二	長期信用銀行法第十七条の二
	の三第一項	長期信用銀行法第六条			預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護

				項	
(新設)	(新設)	第四十五条第三項、第五項、第七項及び第八項	(略)	(新設)	
	(新設)	清算銀行	(略)	(新設)	預金者等の保護
(新設)	(新設)	清算長期信用銀行	(略)	(新設)	預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護
	(新設)				(新設)

第五十二條の二の 四	第五十二條の二の 第六第二項	第五十二條の二の 九	第五十二條の二の 九第一項第三号	及び金利等の取締りに 関する法律	長期信用銀行法第六條 の三第一項	貸金業法	前項に	長期信用銀行法第六條 の三第一項に規定する 所属外国銀行	譲受け (当該外国銀行 支店のみに係るものを 除く。)
同法	同項に	所属外国銀行(外国銀行代理銀行(外国銀行支店に限る。))が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行(当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。)を除く。	譲受け(当該外国銀行支店のみに係るものを除く。)						

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第五十二条の五	(略)	第五十二条の四第一項及び第二項		(略)	第五十二条の二の十
第五十二条の二の十一第一項	(略)	第五十二条の二の十一第一項	銀行議決権保有届出書	(略)	準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める
長期信用銀行法第十六条の二第一項	(略)	長期信用銀行法第十六条の二第一項	長期信用銀行議決権保有届出書	(略)	準用する

第五十二条の五	(略)	第五十二条の四第一項及び第二項		(略)	(新設)
第五十二条の二第一項	(略)	第五十二条の二第一項	銀行議決権保有届出書	(略)	(新設)
長期信用銀行法第十六条の二第一項	(略)	長期信用銀行法第十六条の二第一項	長期信用銀行議決権保有届出書	(略)	(新設)

(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十 四第二項	第二条第十四項第一号	長期信用銀行法第十六 条の五第二項第一号
第五十二条の四十 四第三項	二	長期信用銀行法第十七 条の二
(略)	(略)	(略)

2

法第十七条の規定において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十 三	第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）	長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）

(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第五十二条の四十 四第二項	第二条第十四項第一号	長期信用銀行法第十六 条の五第二項第一号
(略)	(略)	(略)

(新設)

第五十二條の四十 四第一項	第五十二條の四十 四第一項第一号	第五十二條の四十 四第一項第二号	第五十二條の四十 四第三項	第五十二條の四十 五第三号
銀行代理行為	商号	第二條第十四項各号に 規定する	第五十二條の四十五の 二 銀行代理行為	有する者（次号におい て「密接関係者」とい う。）
外国銀行代理行為	名称又は商号	長期信用銀行法第六條 の三第一項に規定する 外国銀行代理業務に係 る	長期信用銀行法第十七 條の二 外国銀行代理行為	有する者
「代理行為」という。				

第五十二條の四十 五第五号	所属銀行の業務	長期信用銀行法第六條 の三第一項に規定する 外国銀行代理業務
------------------	---------	--------------------------------------

3|

法第十七条において準用する銀行法第五十二條の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

2|

法第十七条において準用する銀行法第五十二條の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十 四第二項	第二条第十四項第一号	長期信用銀行法第十六 条の五第二項第一号
第五十二条の四十 四第三項	第五十二条の四十五の 二	長期信用銀行法第十七 条の二
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 (略)

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十 四第二項	第二条第十四項第一号	長期信用銀行法第十六 条の五第二項第一号
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 (略)

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第四條の二第二項 第十三号		第四條の二第二項 第十一号	第四條の二第二項 第十号	(削る)	(略)	読み替える施行令 の規定
(略)	個人銀行代理業者	同条第十五項	法第二条第十六項	特定個人銀行主要株主	(削る)	(略)	読み替えられる字句
(略)	個人長期信用銀行代理 業者	同項	長期信用銀行法第十六 条の五第三項	特定個人長期信用銀行 主要株主	(削る)	(略)	読み替える字句

(略)	第四條の二第二項 第十八号		(新設)	第四條の二第二項 第十一号	第四條の二第二項 第五号	(略)	読み替える施行令 の規定
(略)	個人銀行代理業者		(新設)	特定個人銀行主要株主	同条第十五項	(略)	読み替えられる字句
(略)	個人長期信用銀行代理 業者		(新設)	特定個人長期信用銀行 主要株主	同項	(略)	読み替える字句

（削る）	第十五条の三	第十五条、第十五条の二	第十四条の七第一号	第八条第二項
（削る）	銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二の十一第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書	法第五十二条の二の十一第一項第一号	法第五十二条の二第一項	法第四十三条第二項
（削る）	長期信用銀行法第十六条の二第二項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書	長期信用銀行法第十六条の二第二項第一号	長期信用銀行法第十六条の二第二項	長期信用銀行法第十六条第二項

第十五条の四の見出し	第十五条の三	第十五条、第十五条の二	（新設）	第八条第二項
項	銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書	法第五十二条の二第一項第一号	（新設）	法第四十三条第二項
長期信用銀行法第十六条の二の二第二項	長期信用銀行法第十六条の二第二項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書	長期信用銀行法第十六条の二第二項第一号	（新設）	長期信用銀行法第十六条第二項

(略)	(削る)	(削る)	(略)
(略)	(削る)	(削る)	(略)
(略)	(削る)	(削る)	(略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第六条の六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、法第十七条の二において準用

(略)	第十五条の四第一号	第十六条の二の見出し	(略)	第十六条の二第一号
(略)	株式等	法第五十二条の十七第一項	(略)	株式等
(略)	株式又は持分	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項	(略)	株式又は持分

(情報通信の技術を利用した提供)

第六条の六 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二

する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第六条の七 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の

項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第六条の七 長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代

規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）
 第六条の九 法第十七条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十七条の三第	読み替える銀行法の規定	(略)
商号、名称又は氏名	読み替えられる字句	(略)
名称又は商号	読み替える字句	(略)

えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）
 第六条の九 法第十七条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十七条の三第	読み替える銀行法の規定	(略)
商号、名称又は氏名	読み替えられる字句	(略)
商号	読み替える字句	(略)

一 項 第 一 号

(財務局長等への権限の委任)

第八条 法第二十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一 銀行法第二十四條第一項及び第二項並びに第五十二條の二の八の規定による報告及び資料の提出の命令

二 (略)

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行の本店以外の営業所その他の施設(当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行(法第十六條の五第三項に規定する所屬長期信用銀行をいう。以下この項において同じ。とする長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。又はその子法人等(銀行法第二十四條第二項に規定する子法人等をいう。若しくは当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者以外のもので当該長期信用銀行から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)

一 項 第 一 号

(財務局長等への権限の委任)

第八条 法第二十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一 銀行法第二十四條第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 (略)

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行の本店以外の営業所その他の施設(当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行(法第十六條の五第三項に規定する所屬長期信用銀行をいう。以下この項において同じ。とする長期信用銀行代理業者(同条第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。の営業所又は事務所その他の施設を含む。又はその子法人等(銀行法第二十四條第二項に規定する子法人等をいう。若しくは当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者以外のもので当該長期信用銀行から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が

3 (略)	も行うことができる。
3 (略)	福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長も行うことができる。

八 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案	現行
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条の三 法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2 （略） （信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の二第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十	（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条の三 法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2 （略） （信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二 法第五十八条第八項第二号及び第五十八条の二第四項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十

条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(表略)

2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、労働金庫連合会を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替

条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(表略)

2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、労働金庫連合会を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替

えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	第十二条の二第二	第十二条の二第二			(略)	読み替える銀行法の規定
					(略)	読み替えられる字句
					(略)	読み替える字句
	第十三条の四	預金者等の	第十三条の四	定期積金等		
	労働金庫法第九十四条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	労働金庫法第九十四条の二	定期積金		

えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	(新設)	第十二条の二第二			(略)	読み替える銀行法の規定
					(略)	読み替えられる字句
					(略)	読み替える字句
	(新設)	預金者等の	(新設)	定期積金等		
	(新設)	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	(新設)	定期積金		

(略)

(略)

(略)

2 (略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略)

(略)

(略)

2
(略)

(略)

(略)

(略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略) 読み替える銀行法の規定	(略) 読み替えられる字句	(略) 読み替える字句

(略)	第五十二條の四十四第三項					第五十二條の四十四第二項
		定期積金等	預金者等の	第二條第十四項第一号	労働金庫法第八十九條の三第二項第一号	
(略)	第五十二條の四十五の二	定期積金	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の			

(略)	(新設)					第五十二條の四十四第二項
		定期積金等	預金者等の	第二條第十四項第一号	労働金庫法第八十九條の三第二項第一号	
(略)	(新設)	定期積金	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の			

九 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改 正 案		現 行						
（基金の募集について準用する会社法の規定の読替え） 第八条の四 法第六十条の二第四項の規定において法第六十条第一項の基金の募集について会社法第二百九条第一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>読み替える会社法の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>第二百九条第一号</td><td>第二百九十九条第一項第四号</td><td>保険業法第六十条の二第一項第三号</td></tr></table>		読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二百九条第一号	第二百九十九条第一項第四号	保険業法第六十条の二第一項第三号	（新設）
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第二百九条第一号	第二百九十九条第一項第四号	保険業法第六十条の二第一項第三号						
（相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え） 第九条の五 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		（新設）						

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項第三号	業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員	業務執行取締役（保険業法第五十三条の二十四第三項に規定する業務執行取締役をいう。）又は執行役

（相互会社の解散の原因について準用する会社法の規定の読替え）

第十五条の二 法第百五十二条第二項の規定において相互会社について同条第一項の規定を準用する場合における同項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十一条第六号の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十一条第六号	第八百二十四条第一	保険業法第六十三条

（新設）

号	項又は第八百三十三		の二において準用す
	条第一項		
一	一		る第八百二十四条第

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)

第十七条の七 法第六百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第六百六十五条の四第一項、第六百六十五条の五第二項及び第六百六十五条の七第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百六十五条の四第一項	株主及び登録株式質権者並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者	株主
	吸収合併存続相互会社又は合併により設立する保険業を営む株式会社若しくは相互会社（以下この節	吸収合併消滅相互会社

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え) 第十七条の七 法第六百六十五条の十二の規定において吸収合併存続 株式会社について法第六百六十五条の四第一項及び第六百六十五条の 七第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術 的読替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える法の規定	第百六十五条の四第 一項	読み替えられる字句		読み替える字句	
		株主及び登録株式質 権者並びにその新株 予約権者及び登録新 株予約権質権者	株主	吸収合併存続相互会 社又は合併により設 立する保険業を営む 株式会社若しくは相 互会社（以下この節	吸収合併消滅相互会 社の

第百六十五条の七第二項第二号	第百六十五条の七第二項				において「新設合併設立会社」という。の商号又は
		第七百八十五条第五項	第七百八十六条	前項	
吸収合併存続相互会社又は他の新設合併消滅会社（新設合併消滅株式会社及び新設合併消滅相互会社をいう。第百六十五条の十七第二項において同じ。）及び新設合併設立会社の商号又は	吸収合併消滅相互会社の	第七百九十七条第五項	第七百九十八条	第七百九十七条第一項	

第百六十五条の七第二項第二号	(新設)				において「新設合併設立会社」という。の商号又は
		(新設)	(新設)	(新設)	
吸収合併存続相互会社又は他の新設合併消滅会社（新設合併消滅株式会社及び新設合併消滅相互会社をいう。第百六十五条の十七第二項において同じ。）及び新設合併設立会社の商号又は	吸収合併消滅相互会社の	(新設)	(新設)	(新設)	

2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百九十七条第五項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十七条第五項	、効力発生日	、効力発生日（保険業法第百六十五条の二第一項に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
第七百九十七条第七項	吸収合併等	吸収合併

3 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に ついて法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に ついて法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五条第五項	、効力発生日	、効力発生日（保険業法第百六十五条の二第一項に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
第七百八十五条第七項	吸収合併等	吸収合併

3 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に ついて法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

4 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に ついて会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定を準用する	第七十条第四項	読み替える法の規定
	当該組織変更	読み替えられる字句
	当該吸収合併存続株式会社に係る吸収合併	読み替える字句
第七十条第六項	第六十九条第一項	第六十五条の十第一項
	前各項	前三項及び第六十五条の七第一項から第三項まで
	吸収合併	第四項から前項まで及び第六十五条の七第一項から第三項まで
第七十条第七項	前各項	前三項及び第六十五条の七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併
	第七十条第八項	前各項

(新設)	第七十条第四項	読み替える法の規定
	当該組織変更	読み替えられる字句
	当該吸収合併存続株式会社に係る吸収合併	読み替える字句
第七十条第六項	第六十九条第一項	第六十五条の十第一項
	前各項	前三項及び第六十五条の七第一項から第三項まで
	吸収合併	第四項から前項まで及び第六十五条の七第一項から第三項まで
第七十条第七項	前各項	前三項及び第六十五条の七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併
	第七十条第八項	前各項

場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十七条第一項及び第二項	吸収合併等	吸収合併

十 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）

改正案	現行
（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、農林中央金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。 3 法第五十四条第七項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（	（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、農林中央金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。 3 法第五十四条第九項に規定する業務に関しては、信託業法（平成

平成十六年法律第百五十四号) 第五十条の二の規定の適用については、農林中央金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(農林中央金庫の特定関係者)

第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 農林中央金庫代理業者(法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。)並びに農林中央金庫代理業者の子法人等及び関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

三・四 (略)

2・3 (略)

(特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。

十六年法律第百五十四号) 第五十条の二の規定の適用については、農林中央金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(農林中央金庫の特定関係者)

第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 農林中央金庫代理業者(法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この項において同じ。)並びに農林中央金庫代理業者の子法人等及び関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

三・四 (略)

2・3 (略)

(特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第

（第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。）

2
（略）

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十二条の二 法第五十九条の七の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七條第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同法第三十七條の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称又は商号」と読み替えるものとする。

（資料の提出等を求めることができる所屬外国銀行に係る特殊関係者）

第十二条の三 法第五十九条の八において準用する銀行法（昭和五十

四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。）

2
（略）

（新設）

（新設）

六年法律第五十九号)第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 所属外国銀行(法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。)の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)を保有している者

二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者

三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

(外国銀行代理業務について銀行法を準用する場合の読替え)

第十二条の四 法第五十九条の八の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法(第五十二条の四十第一項を除く。)の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「特定預金等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

(新設)

ものとする。

読み替える銀行法の規定	第五十二条の二の六第二項		第五十二条の四十一第一項	第三
読み替えられる字句	電磁的記録	電磁的方法	営業所又は事務所	第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）
読み替える字句	電磁的記録（農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）	電磁的方法（同法第十条第四項に規定する電磁的方法をいう。）	事務所	農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）

第五十二条の四十四第一項	銀行代理行為	外国銀行代理行為
第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称又は商号
第五十二条の四十四第一項第二号	第二条第十四項各号に規定する	農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務に係る
第五十二条の四十四第三項	第五十二条の四十五の二 銀行代理行為	農林中央金庫法第五十九条の七 外国銀行代理行為

（農林中央金庫代理業について銀行法を準用する場合の読替え）

第四十五条 法第九十五条の三第二項の規定により法第九十五条の四第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、

（銀行法を準用する場合の読替え）

第四十五条 法第九十五条の三第二項の規定により法第九十五条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業者」と、「所属銀行」と

		第五十二条の四十 四第二項	(略)	読み替える準用銀行法の規定
	預金又は定期積金等	第二条第十四項第一号	(略)	読み替えられる字句
	預金又は定期積金	農林中央金庫法第九十五條の二第二項第一号	(略)	読み替える字句

		第五十二條の四十 四第二項	(略)	読み替える準用銀行法の規定
	預金又は定期積金等	第二条第十四項第一号	(略)	読み替えられる字句
	預金又は定期積金	農林中央金庫法第九十 五条の二第二項第一号	(略)	読み替える字句

[illegible]

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
2 法第九十五条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「預金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)	(略)	(略)
第五十二条の五十一第二項	電磁的記録	電磁的記録（農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。） 電磁的方法（同法第十条第四項に規定する電磁的方法をいう。）

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
2 法第九十五条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「預金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

(略)	第五十二条の四十四第二項	預金又は定期積金等	(略)
第五十二条の五十一第二項	電磁的記録	預金又は定期積金	(略)
(略)	電磁的方法	電磁的方法（同法第十条第四項に規定する電磁的方法をいう。）	(略)
(略)	電磁的方法	電磁的記録（農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）	(略)

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第四十七条 農林中央金庫代理業者は、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところ

(略)	(新設)	第五十二条の四十四第二項	(略)
(略)	(新設)	預金又は定期積金等	(略)
(略)	(新設)	預金又は定期積金	(略)

（新設）

ろにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第四十八条（略）

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第四十七条（略）

十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
（金融機関等の特定業務） 第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一 （略） 二 法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）、又は同条第六項若しくは第七項に規定する事業に係る業務 三 十六 （略） （金融機関等の特定取引） 第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で	（金融機関等の特定業務） 第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一 （略） 二 法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）、又は同条第六項から第九項までに規定する事業に係る業務 三 十六 （略） （金融機関等の特定取引） 第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからムまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で

定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。」とする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イムム (略)

ウ 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはソに掲げる取引（ソに掲げる取引にあつては、為替取引に係るものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはソに規定する契約（ソに規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

中 イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二六 (略)

2 (略)

（本人確認済みの顧客等との取引等）

第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等（法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項（第二号、第四号及び第六号を除く。）及び次項において同じ。）との取引であつて、当該特定事業者（第三号及び第四号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定

定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。」とする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イムム (略)

(新設)

ウ イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契

約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二六 (略)

2 (略)

（本人確認済みの顧客等との取引等）

第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等（法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項（第二号、第四号及び第六号を除く。）及び次項において同じ。）との取引であつて、当該特定事業者（第三号及び第四号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定

めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう。

一・二 (略)

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号中に該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四〇六 (略)

2 第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われる取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号中、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口及び第六号口並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 (略)

めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう。

一・二 (略)

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号ウに該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四〇六 (略)

2 第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われる取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号ウ、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口及び第六号口並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 (略)